キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△	777,970
人件費支出	△	3,244,701
その他の業務支出	△	216,952
運営費交付金収入		3,555,674
授業料収入		383,075
入学金収入		79,259
検定料収入		21,945
受託研究収入		1,000
共同研究収入		1,000
受託事業等収入		131,929
補助金等収入		290,846
補助金等の精算による返還金の支出	△	937
寄附金収入		24,997
その他の業務収入		55,880
預り金の純増減額		3,401
小計		308,447
業務活動によるキャッシュ・フロー		308,447
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△	851,791
減価償却引当特定資産の繰入による支出	△	70,187
減価償却引当特定資産の取崩による収入		4,043
施設費による収入		856,584
定期預金の預入れによる支出	△	1,600,000
定期預金の払戻しによる収入		1,600,000
有価証券の取得による支出	△	400,000
有価証券の償還による収入		400,000
小計	△	61,351
利息及び配当金の受取額		4,939
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	56,412
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務返済による支出	△	61,277
小計	△	61,277
利息の支払額	△	4,128
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	65,405
Ⅳ　資金増加額（又は減少額）		186,629
Ⅴ　資金期首残高		1,361,896
Ⅵ　資金期末残高		1,548,525

注）１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金　1,548,525千円

資金期末残高　1,548,525千円

２．預り金については、受入と払出を相殺した純額の増減により表示しております。

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			240,877,451
当期総利益		240,877,451	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		0	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究及び組織運営改善積立金	240,877,451	240,877,451	240,877,451

【重要な会計方針】

当事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「「国立大学法人会計基準注解」（「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和８年１月30日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金に充当される運営費交付金については費用進行基準を、また、「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、「国立大学法人鳴門教育大学における業務達成基準の取扱要項」に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	10～50年
機械装置	５～17年
工具、器具及び備品	２～20年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。